

コミュファ光ビデオ(U-NEXT)
ご利用規程

2022年7月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

(総則)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する「コミュファ光ビデオ(U-NEXT)」(以下「本サービス」といいます。)に関して、以下のとおり利用規程(以下「本規程」といいます。)を定め、これにより本サービスを提供します。

(本規程の適用)

第2条 本規程は、本サービスの利用に関し、当社が別に定める光ネットサービス契約約款(コミュファ光ネット プロバイダー体型)及び光ネットサービス契約約款(コミュファ)(以下、「光ネットサービス契約約款」といいます。)のそれぞれ約款に基づいて提供される「光ネットサービス」、光ネットアクセスサービス契約約款(コミュファ光ネット プロバイダ選択型)及び光ネットアクセスサービス契約約款(アクセスコミュファ)(以下、「アクセスサービス契約約款」といいます。)のそれぞれの約款に基づいて提供される「光ネットアクセスサービス」、光ネット集合一括サービス利用契約約款に基づいて提供される「光ネット集合一括サービス」または又は当社が指定するサービスこれらを総称して「当社サービス」といいます。)の契約者(以下、「契約者」といいます。)に適用します。

2 当社は、本規程に基づき本サービスを提供します。

(本規程の変更)

第3条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、本規程を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規程及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定された本規程は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の規程によります。

(用語の定義)

第4条 本規程においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ユーネクストサービス	株式会社 U-NEXT が運営する映像サービス
ポイント	ユーネクストサービスを通じ提供されるユーネクストビデオサービス及びペイ・パー・ビューサービスが視聴可能となるポイント
デジタル PIN	ポイントへ交換することができるギフトコード
本サービス	デジタル PIN を継続して販売し、販売したデジタル PIN について株式会社 U-NEXT に対するポイントへの変換手続きを行うサービス
本サービス契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約

本サービス申込者	本サービス契約の申込みをした者
本サービス契約者	当社と本サービス契約を締結している者

(利用申込)

第5条 本サービス申込者は、本規程の内容を承諾の上、当社所定の手続き(インターネット(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。))を経由して行う手続きを含みます。)で当社に申込みいただきます。

- 2 当社は、1の当社サービス契約につき、1の本サービス契約を締結します。
- 3 本サービス契約者は、本サービスに係る当社サービスの契約者と同一の者に限ります。

(申込みの受付・当社からの取消)

第6条 当社は、前条に定める申込みがあったときは、これを審査した上で承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が認めた場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (2)申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
- (3)契約者または契約者が代理と認めた者のうち、その本人又は近親者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力に該当することが判明したとき
- (4)当社の業務遂行上、その申込みを承諾することが著しく困難なとき

3 当社が、第1項の規定によりその申込みを承諾した後に、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取消させていただくことがあります。

(本サービスの開始日)

第7条 本サービスは、次のいずれかに該当する日をサービス開始日とします。

- (1)当社サービスの提供を開始する以前に本サービスを契約した場合においては、当社が当社サービスの提供を開始した日の5日後若しくは本サービス契約者が当社所定の手続きで当社に利用開始の申し出があった日のいずれか早い日
- (2)上記以外については本サービスの申込みに対して当社が承諾の意思表示をした日

(料金及び請求)

第8条 本サービス契約者は、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日の属する月から起算し、本サービスの契約解除があった日の属する月までの期間について、別記1(料金等)に定める利用料金に消費税および地方消費税相当額加算した金額を支払っていただきます。

- 2 当社は、本サービスの料金を当社サービスの利用料金に合算して請求し、本サービス契約者は、当社サービスの料金等の支払いをする金融機関を通じて、本サービスの料金を支払っていただきます。
- 3 本サービス契約者は、第 21 条(利用停止)に定める本サービスの利用停止があったときも、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- 4 本サービス契約者は、第 15 条(提供条件)に定める提供条件の全部又は一部が満たせないことにより、本サービスの全部又は一部を利用することができない状態が生じたときも、利用料金の支払いを要します。
- 5 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(延滞利息)

第8条の2 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合(閏年についても 365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(最低利用期間)

- 第9条 本サービスの最低利用期間は、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日の属する月を起算月とした2ヶ月です。
- 2 本サービス契約者は、前項の期間内に本サービス契約を解除する場合は、別紙 1(料金等)に定める契約解除料を支払っていただきます。

(契約の譲渡禁止)

第 10 条 本サービスの契約を譲渡することは出来ません。

(契約者による契約解除)

第 11 条 本サービス契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により当社に通知するものとし、当社が契約の解除について受け付けした日が契約の解除日となります。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(当社による契約解除)

第 12 条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本サービス契約者に通知した後、本サービス契約を解除することがあります。

- (1)第 21 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された本サービス契約者が、その

事実を解消しないとき。

ただし、当社は第 21 条(利用停止)第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本サービス契約を解除できるものとします。

(2)本契約に係る当社サービスの契約解除又は当社サービス以外のサービス等への契約の変更があったとき。

(3)第 13 条(本サービスの終了)に定めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、第 21 条(利用停止)第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本サービス契約を解除することができるものとします。

(本サービスの終了)

第 13 条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービス契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、事前に本サービスの終了日及び終了する理由を本サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 本サービス終了後のポイントの取り扱いは株式会社 U-NEXT が別に定めるユーネクストプラットフォームサービス利用規約によるものとします。

(品目)

第 14 条 本サービスでは下表の左欄に定める品目を販売し、その料金は別記 1(料金等)に定めます。

品目	提供内容
880ポイント	別記 1 に定める定額利用料によって契約期間中の毎月初日に販売するユーネクストサービスにおける880ポイント相当分のデジタル PIN (ただし、サービス開始日の属する月に限りサービス開始日にデジタル PIN を販売します)。
1,000ポイント	当社が別に指定する様式より、本サービス契約者から申し出があったときに販売するユーネクストサービスにおける1,000ポイント相当分のデジタル PIN
3,000ポイント	当社が別に指定する様式より、本サービス契約者から申し出があったときに販売するユーネクストサービスにおける3,000ポイント相当分のデジタル PIN

5,000ポイント	当社が別に指定する様式より、本サービス契約者から申し出があったときに販売するユーネクストサービスにおける5,000ポイント相当分のデジタル PIN
コミュファ光ビデオ月額プラン 990 (U-NEXT)	当社が別に指定する様式より、本サービス契約者から申し出があったときに販売するユーネクストサービスにおいて、株式会社 U-NEXT が月額プラン 990として指定する映像サービスの視聴が無制限に可能となるプラン

2 本サービス契約者は上記品目を別記 1 に定める 1 料金月の上限額の範囲内の任意の組み合わせにてご利用いただけます。

(提供条件)

第 15 条 当社は、本サービス契約者が次の各号に定める条件をすべて満たす場合に限り、本サービスを提供します。

- (1) 当社サービスの提供を受けていること
- (2) 本規程と同時に株式会社 U-NEXT が別に定めるユーネクストプラットフォームサービス利用規約を承諾し、当該利用規約によって当社を通じて通知された株式会社 U-NEXT が発行するアカウントを使用していること

(返品又は交換)

第 16 条 当社は、本サービス契約者に販売したデジタル PIN の返品又は交換は、受け付けいたしません。

2 本サービス契約者は、デジタル PIN を第三者へ譲渡することができないものとします。

(除外事項)

第 17 条 当社は、本サービス契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第 15 条(提供条件)に定める提供条件のいずれかを満たさないとき。
- (3) その他、本サービス契約者の責により本サービスの提供が困難なとき。

(禁止事項)

第 18 条 本サービス契約者は、本サービスについて、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

(著作権等)

第 19 条 本サービスにおいて当社が本サービス契約者に提供する一切の物品(本規程、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ等を含みます。)に関する著作権、特許権及び商標権並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社に帰属するものとします。

2 本サービス契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2)営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(提供中止)

第 20 条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1)当社の電気通信設備(株式会社 U-NEXT が設置する電気通信設備を含みます。以下この条において同じとします。)の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2)当社が設置する電気通信設備又は提供ソフトウェアの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (3)その他当社が本サービスの提供を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨を周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 21 条 当社は、本サービス契約者が次の各号のいずれかに該当するときには、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (3)本サービス契約者が本規程に違反したと当社が認めたとき。
- (4)本サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備(株式会社 U-NEXT が設置する電気通信設備を含みます。)に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがある行為をしたとき。
- (5)当社に損害を与えたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を本サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(免責事項)

第 22 条 当社は、当社の責めに帰すことができない事由によるデジタル PIN 及びポイントの失効、消滅などについて、いかなる責任も負わないものとします。

2 本サービスはデジタル PIN のポイントへの変換を保証するものではありません。

3 本サービス契約者が本サービスの利用により第三者(他の本サービス契約者を含みます。)に

対し損害を与えた場合、本サービス契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

- 4 当社は、第 13 条(本サービスの終了)、第 20 条(提供中止)、第 21 条(利用停止)の規定による本サービスの終了、本サービスの提供中止ならびに利用停止に伴い生じる本サービス契約者の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
- 5 当社は、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、当社の責めに帰すことができない事由により本サービス契約者に発生した損害については、いかなる責任も負わないものとします。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
- 6 当社は、本サービスの提供をもって恒久的に不備なくユーネクストサービスをご利用いただけることを保証するものではありません。

(個人情報の取り扱い)

- 第 23 条 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た本サービス申込者及び本サービス契約者に関する個人情報(以下「個人情報」といいます。)を、別に定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱います。
- 2 当社は、個人情報を本サービスの実施及びそのアフターサービス等の提供に必要な範囲内で取り扱います。
- 3 当社は、前項の利用目的の範囲において、本サービスの提供に必要な個人情報をセットアップ業者等の委託先に提供できるものとします。
- 4 当社は、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

(準拠法)

- 第 24 条 本規程の成立、効力、解釈及び、履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

- 第 25 条 本規程の条項又は、本規程に定めのない事項について紛議等が生じた場合、本サービス契約者及び当社は双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

(その他の提供条件)

- 第 26 条 料金の計算方法、債権の譲渡、割増金、延滞利息、責任の制限又は管轄裁判所等、本規程に定めのない本サービス契約に関するその他の提供条件については、本サービス契約者が利用する当社サービスに係る該当する約款の定めるところによります。

別記1 料金等

本サービスにかかる料金等について、以下のとおり定めます。

- 1 本規程に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算した額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

2 利用料金

2-1 定額利用料

料金額(1 契約ごとに月額)
500 円(550 円)

2-2 加算額

サービス名	単位	料金額
880ポイント	1 契約ごとに	定額利用料に含むものとします。
1,000ポイント	1 申込ごとに	910円(1,001円)
3,000ポイント	1 申込ごとに	2,728円(3,000円)
5,000ポイント	1 申込ごとに	4,546円(5,000円)
コミュファ光ビデオ 月額プラン 990(U-NEXT)	1 申込ごとに	990円(1,089円)
備考 1 料金月の加算額(定額利用料を除く)の上限額を、8,000円(8,800円)とします。		

3. 契約解除料

料金額(1契約ごとに)
500円(550円)

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 平成 26 年 11 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間に本サービスを申込した本サービス契約者に対し、次の特例措置を適用します。

2 第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日の属する月(以下本附則において「サービス開始月」と言います。)から起算し、サービス開始月の翌月まで別記1(料金等)1 利用料金に規定する 1-1 定額利用料を減免します。

(当社サービス及び本サービス同時契約に関する特例措置)

第3条 当社が別に定める光ネットサービス契約約款の光ネットサービス又は光ネットアクセスサービス契約約款の光ネットアクセスサービスと同時に本サービスの申込みをし、かつ平成 26 年 11 月 1 日改定の光ネットサービス契約約款附則第 2 条に定める特例措置又は平成 26 年 11 月 1 日改定の光ネットアクセスサービス契約約款附則第 2 条に定める特例措置を受ける本サービス契約者について次の特例措置を適用します。

2 第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、サービス開始月から起算し、サービス開始月の翌月まで別記1(料金等)1 利用料金に規定する 1-1 定額利用料を減免します。

3 前項に定める特例措置を適用した契約者には、本附則第 2 条に定める特例措置を適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成 27 年 1 月 5 日から実施します。

(当社サービス及び本サービス同時契約に関する特例措置)

第2条 当社が別に定める光ネットサービス契約約款の光ネットサービス又は光ネットアクセスサービス契約約款の光ネットアクセスサービスと同時に本サービスの申込をし、かつ平成 27 年 1 月 5 日改定の光ネットサービス契約約款附則第 2 条に定める特例措置又は平成 27 年 1 月 5 日改定の光ネットアクセスサービス契約約款附則第 2 条に定める特例措置を受ける本サービス契約者について次の特例措置を適用します。

2 第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、サービス開始月から起算し、サービス開始月の翌月まで別記1(料金等)1 利用料金に規定する 1-1 定額利用料を減免します。

3 前項に定める特例措置を適用した契約者には、本規程平成 26 年 11 月 1 日制定の附則第 2 条に定める特例措置を適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成27年2月1日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 平成27年2月1日から平成27年3月31日までの間に本サービスを申込した本サービス契約者に対し、次の特例措置を適用します(ただし、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます)。

2 第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日の属する月(以下本附則において「サービス開始月」といいます)から起算し、サービス開始月の翌月まで別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料を減免します。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成27年4月1日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 平成27年4月1日から平成27年6月30日までの間に本サービスを申込した本サービス契約者に対し、次の特例措置を適用します(ただし、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます)。

2 第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日の属する月(以下本附則において「サービス開始月」といいます)から起算し、サービス開始月の翌月まで別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料を減免します。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成27年7月1日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間に本サービスを申込した本サービス契約者に対し、次の特例措置を適用します(ただし、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます)。

2 第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日の属する月(以下本附則において「サービス開始月」といいます)から起算し、サービス開始月の翌月まで別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料を減免します。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成27年10月1日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に本サービスを申込した本サービス契約者に対し、次の特例措置を適用します(ただし、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます)。

2 第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日の属する月(以下本附則において「サービス開始月」といいます)から起算し、サービス開始月の翌月まで別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料を減免します。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成28年1月1日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間に本サービスを申込した本サービス契約者に対し、次の特例措置を適用します(ただし、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます)。

2 第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日の属する月(以下本附則において「サービス開始月」といいます)から起算し、サービス開始月の翌月まで別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料を減免します。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成28年1月1日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間に本サービスを申込した本サービス契約者に対し、次の特例措置を適用します(ただし、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます)。

2 第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日の属する月(以下本附則において「サービス開始月」といいます)から起算し、サービス開始月の翌月まで別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料を減免します。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成28年4月1日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に本サービスを申込した本サービス契約者に対し、次の特例措置を適用します(ただし、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定

する 1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます)。

- 2 第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日の属する月(以下本附則において「サービス開始月」といいます)から起算し、サービス開始月の翌月まで別記1(料金等)1 利用料金に規定する 1-1 定額利用料を減免します。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成 28 年7月1日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 平成 28 年7月1日以降、本サービス申込者からの申込みがあり当社が承諾した場合、その本サービス契約者に対し、次の特例措置を適用します(ただし、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する 1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます)。

- 2 第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日を含む料金月及びその翌料金月について、別記1(料金等)1 利用料金に規定する 1-1 定額利用料を減免します。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、平成 30 年3月1日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 平成 30 年3月1日以降、本サービス申込者から下表の左欄の申込みがあり当社が承諾した場合、その本サービス契約者に対し、下表の右欄の料金額を第8条(料金及び請求)第 1 項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日を含む料金月及びその翌料金月について減免します。

1 申込ごとに

区分	料金額(税抜き)
864ポイント	500円
コミュファ光ビデオ	990円

見放題プラン(U-NEXT)	
備考	
1. 864ポイントについて、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する 1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます。	
2. 見放題プランについて、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する 1-2 加算額 見放題料金額の減免措置を受けた契約者は除きます。	

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、令和元年 10 月1日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 令和元年 10 月1日以降、本サービス申込者からの下表の左欄の申込みがあり当社が承諾した場合、その本サービス契約者に対し、下表の右欄の料金額を第8条(料金及び請求)第 1 項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日を含む料金月及びその翌料金月について減免します。

1 申込ごとに

区分	料金額(税抜き)
880ポイント	500円
コミュファ光ビデオ 見放題プラン(U-NEXT)	990円
備考	
1. 880ポイントについて、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する 1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます。	
2. 見放題プランについて、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する 1-2 加算額 見放題料金額の減免措置を受けた契約者は除きます。	

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、令和元年 12 月5日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 令和元年 12 月5日以降、本サービス申込者からの下表の左欄の申込みがあり当社が承諾した場合、その本サービス契約者に対し、下表の右欄の料金額を第8条(料金及び請求)第 1 項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日を含む料金月及びその翌料金月について減免します。

1 申込ごとに

区分	料金額(税抜き)
----	----------

880ポイント	500円
コミュファ光ビデオ 月額プラン 990(U-NEXT)	990円
備考 1. 880ポイントについて、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます。 2. 月額プラン 990 について、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-2 加算額 見放題料金額の減免措置を受けた契約者は除きます。	

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、2020年7月1日から実施します。

(料金及び請求に係る特例措置)

第2条 2020年7月1日以降、本サービス申込者からの下表の左欄の申込みがあり当社が承諾した場合、その本サービス契約者に対し、下表の右欄の料金額を第8条(料金及び請求)第1項の定めにかかわらず、第7条(本サービスの開始日)に定めるサービス開始日を含む料金月及びその翌料金月について減免します。

1申込ごとに

区分	料金額(税抜き)
880ポイント	500円
コミュファ光ビデオ 月額プラン 990(U-NEXT)	990円
備考 1. 880ポイントについて、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-1 定額利用料の減免措置を受けた契約者は除きます。 2. 月額プラン 990 について、既に別記1(料金等)1 利用料金に規定する1-2 加算額 見放題料金額の減免措置を受けた契約者は除きます。 3. 光ネットサービス契約約款で定める光ネットサービスのカテゴリ3タイプ4、若しくは光ネットアクセスサービス契約約款で定める光ネットサービスのカテゴリ3タイプ4の契約者は除きます。	

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、2021年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 本規程は、2022年7月1日から実施します。

(契約解除料に関する経過措置)

第2条 この改定規程実施までの間に、本サービスの提供を受けている契約者又は本サービス契約の申込みをした者が、第9条(最低利用期間)に定める最低利用期間内に本サービス契約を解除した場合は、当社が定める期日までに次表に定める契約解除料を支払っていただきます。

1契約ごとに

契約解除料	1,000円(1,100円)
-------	----------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正規程の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。